

宮古島市市営住宅再エネ利用促進制度

公募に関する質問・回答書

平成30年7月27日更新

宮古島市長 下地敏彦

	質問	回答
①	<p>3. 制度の内容 (2) 使用期間に記載の下記条件について                      「本公募に採択された後、平成 32 年度末までに設備を設置し、稼働を開始すること。設置場所の使用期間は使用許可を受けた日から10年未満とし、更新は可能とする。」                      例えば、市営住宅を活用させて頂き、太陽光発電設備を設置する場合、当該設備の法定耐用年数は17年ですので、使用許可後10年で当該設備の廃棄や移動等を求められると困ります。使用期間の更新は原則可能と考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>基本的に、更新の手続きを行って頂くことにより、使用期間の更新は可能と考えて頂いて差し支えありません。</p>
②	<p>3. 制度の内容 (5) 設置施設等の条件に記載の下記条件について                      「既存の引き込みとは別途電力の引き込みを行い、運営主体が沖縄電力との売買電契約を行う。」                      提案内容によって、電力会社の制度上、別途の引き込みが不可である場合には、既存引き込みと同一にすることも宜しいでしょうか？その場合の既存引き込みに対する条件等を提案内容に記載致します。</p>	<p>電力会社との協議の結果、別途電力の引き込みを行うことが困難な場合には、既存の引き込みと同一（既存の引き込み線から分岐しての接続）とすることも可能とします。                      既存引き込みに係る条件については、ご提案内容を踏まえ、市建設部建築課等関係機関と調整の上、決定することとします。</p>
③		
④		
⑤		